

議案第55号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年6月14日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成14年6月19日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例(平成12年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) ~ (27) 略 (28) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第12号ニ若しくは第62条の3第4項第12号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) ~ (27) 略 (28) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定

める額 ア～オ 略 (29) ～ (38) 略 2 略	める額 ア～オ 略 (29) ～ (38) 略 2 略
--------------------------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第号）の施行の日から施行する。

前 五 条	改 正 五 条
(別冊の挿入)	(別冊の挿入)
(1) ～ (37) 略	(1) ～ (37) 略
(38) 第2項第1号ロは第3項第3項第1号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第4項第3項第4項第11号ニ規定する住戸の数が異なるものとする。	(38) 第2項第1号ロは第3項第3項第1号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第4項第3項第4項第11号ニ規定する住戸の数が異なるものとする。
(39) 第2項第1号ロは第3項第3項第1号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第4項第3項第4項第11号ニ規定する住戸の数が異なるものとする。	(39) 第2項第1号ロは第3項第3項第1号ロ又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第4項第3項第4項第11号ニ規定する住戸の数が異なるものとする。